

重要事項説明書

契 約 書

(訪問看護・医療保険)

利用者： _____ 様

事業者： ゆき訪問看護ステーション

訪問看護（医療保険）重要事項説明書

1 事業所の概要

（１）指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ゆき訪問看護ステーション
所在地	〒247-0024 横浜市栄区野七里 2 丁目 1 4 - 3
介護保険事業所番号	1463590155
医療機関コード	359,015,5
管理者および連絡先	玉村 幸恵 電話 045-392-7338
サービス提供地域	栄区、金沢区、港南区、逗子市（久木、池子、山の根）、 鎌倉市（大船、岩瀬、今泉、今泉台）

（２）事業所の職員体制

		常勤	非常勤	合計
管理者		1 名（看護師兼務）	—	1 名
職員 職種	看護師	6 名	4 名	10 名
	理学療法士等	2 名	2 名	4 名
	事務	2 名	—	2 名

※ 運営基準を満たした上で、職員数が増減することがあります。

（３）通常サービスの営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
休業日	日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
営業時間 （サービス提供時間）	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分 （午前 9 時から午後 6 時）

※1 ご利用者の身体状況や介護状況に応じて、緊急訪問看護加算での契約を行っている場合には 24 時間対応も行っております。

※2 地震、災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態等の時、台風や荒天時等、または訪問担当者の緊急やむを得ない事情で、訪問できない場合があります。

（４）職員の業務内容

職種	業務内容
管理者	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令において規定されている訪問看護・介護予防訪問看護の基準を厳守させるため、職員に対し必要な指揮命令を行います。
看護職員	① 看護職員（准看護師を除く）は、主治医の指示による訪問看護計画・介護予防訪問看護計画（以下「訪問看護計画」という）及び報告書（以下「訪問看護報告書」という）を作成し、ご利用者またはそのご家族に説明します。 ② 看護職員は訪問看護計画に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を提供します。

2 提供するサービスの内容について

訪問看護は、ご利用者の居宅において看護職員が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次のサービスを行います。

訪問看護の内容

- (1) 療養上の看護
 - ① 病状や全身状態の観察
 - ② 清拭・洗髪。入浴介助等による清潔の保持
 - ③ 食事（栄養）援助
 - ④ 排泄の援助
 - ⑤ ターミナルケア
 - ⑥ 認知症高齢者等の看護
 - ⑦ 療養生活や看護方法の指導
 - ⑧ 精神的看護
- (2) 診療の補助
 - ① 褥創（床ずれの予防・処置）
 - ② カテーテル等の管理
 - ③ その他医師の指示による処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族支援に関すること
 - ① 在宅療養を継続するために必要な援助相談
 - ② 家族の健康管理

事業者は、ご利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

3 サービス利用料及び利用者負担金

(1) ご利用者から頂く利用者負担金

医療保険の法定利用料に基づく金額を（４）項、その他の費用を（５）項、（６）項に示します。

(2) 利用者負担金のお支払い

利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、所定の金融機関口座からの引き落とし（サービス実施の翌月２６日）させていただきます。

(3) 「限度額適用認定証」について

70歳未満の方、70歳以上75歳未満で市民税非課税世帯に属している方は、お住いの区役所保険年金課保険係で交付申請すると自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなります。詳しくは区役所等にお問い合わせください。

(4) 利用者負担金（医療保険法定利用料）

【通常の利用料金】

		1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ※1（管理療養費含む）				
1 回目（月の）		1,322 円	2,644 円	3,966 円
2 回目以降（月の）		855 円	1,710 円	2,565 円
	週 4 日目以降※2	955 円	1910 円	2,865 円
訪問看護基本療養費Ⅱ※3（同一建物に同一日、3 人以上の利用者へ訪問した場合）				
1 回目		1,045 円	2,090 円	3,135 円
2 回目以降		578 円	1,156 円	1,734 円
	週 4 日目以降	628 円	1,256 円	1,884 円
訪問看護基本療養費Ⅲ※4		850 円	1,700 円	2,550 円
加 算	難病等複数回訪問看護加算			
	1 日 2 回訪問	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上訪問	800 円	1,600 円	2,400 円
	24 時間対応体制加算Ⅰ※5			
	ロ（1 月につき）	680 円 652 円	1,360 円 1,304 円	2,040 円 1,956 円
	緊急訪問看護加算※6 （1 日 1 回、月 14 日まで）			
		265 円	530 円	795 円
	特別管理加算※7（1 月につき）Ⅱ			
	I	250 円 500 円	500 円 1,000 円	750 円 1,500 円
	訪問看護情報提供療養費※8			
		150 円	300 円	450 円
	退院時共同指導加算※9			
	特別管理指導加算	800 円 200 円	1,600 円 400 円	2,400 円 600 円
	退院支援指導加算※10			
	90 分超の場合、退院日 2 回	600 円 840 円	1,200 円 1,680 円	1,800 円 2,520 円
	在宅患者連携指導加算※11			
		300 円	600 円	900 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算※12			
		200 円	400 円	600 円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算			
		5 円	10 円	15 円
	時間外加算			
	※13 夜間・早朝	210 円	420 円	630 円
	深夜	420 円	840 円	1,260 円
	長時間訪問加算※14			
		520 円	1,040 円	1,560 円
	複数名訪問看護加算（週 1 回のみ） （看護補助者 週 3 回）			
		430 円 (300 円)	860 円 (600 円)	1,290 円 (900 円)
	訪問看護ターミナルケア療養費 ※15			
		2,500 円	5,000 円	7,500 円
	訪問看護ベースアップ評価料 （Ⅰ）※16			
		105 円	210 円	315 円
	訪問看護物価対応料Ⅰ（1 日につ き）※17			
	1 日目（月の）	6 円	12 円	18 円
	2 日目以降（月の）	2 円	4 円	6 円

- ※1 訪問看護基本療養費Ⅰ（10割）：週3日まで5,550円、週4日以降6,550円
訪問看護管理療養費（10割）：月の初日7,710円、2回目以降3,010円
表の料金は訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費の合計額を負担割合別に表記。
 - ※2 医療保険で週3日を超える訪問看護を行うことができる利用者として、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（平18告示103号「基準告示」第2の1）が対象となります。
 - ※3 訪問看護基本療養費Ⅱ（10割）：週3日まで2,780円、週4日以降3,280円
訪問看護管理療養費（10割）：月の初日7,710円、2回目以降3,010円
表の料金は訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費の合計額を負担割合別に表記。
 - ※4 在宅療養に備えて一時的に外泊をした際の訪問料金（病状により2回まで算定）。
 - ※5 夜間・休日に電話による相談や医師の指示に基づく訪問を受けるための契約料金。
 - ※6 定期以外の訪問看護を行った場合の加算料金。
 - ※7 500円は悪性腫瘍患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルが対象です。
250円は、腹膜透析、在宅血液透析、酸素療法、自己導尿、腸瘻、人工肛門、人工膀胱（カテーテルなし）、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3回以上実施する状態が対象です。
 - ※8 市町村から求めに応じて行政の福祉サービスとの連携強化を行うための文書料です。
 - ※9 入院中・介護老人保健施設入所中、訪問看護師等と入院先職員が退院後の在宅療養についての指導を共同で行った場合に算定。特別管理加算対象者は特別管理指導加算が合算されます。
また、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については2回まで算定。
 - ※10 厚生労働大臣が定める疾病等・特別管理加算対象・退院日の訪問が必要とされた利用者に対し、退院日に在宅での療養指導を行った場合算定。長時間は90分を超えた場合、又は複数回訪問の合計時間が90分を超えた場合
 - ※11 訪問看護師が利用者またはご家族の同意を得て月2回以上文書等により訪問診療医と保険薬局等と情報共有を行い、療養指導を行った場合、月1回算定。
 - ※12 利用者の状態の急変や診療方針変更等に伴い、保険医の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護師が参加し、指導を行った場合月2回まで算定。
 - ※13 次の時間帯に訪問した際の加算
夜間：18：00～22：00、早朝：6：00～8：00、深夜：22：00～6：00
 - ※14 1回の訪問時間が90分を超える場合、①特別訪問看護指示期間、②特別管理加算対象者、③人工呼吸器を使用している利用者については週1回、④15歳未満の超重症児または準超重症児については週3回加算。
 - ※15 ターミナルケアに係る支援体制について利用者及びそのご家族に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定。
 - ※16 医療保険制度において看護職員等スタッフの賃金改善を目的とした算定
 - ※17 昨今の物価上昇に段階的に対応するための算定
- ※実際の請求金額は10円未満を四捨五入致します。

（5）休日・年末年始、時間帯等の追加料金

休日・年末年始料金（日曜、年末年始12/29～1/3）	3,850円（内消費税350円）/回
90分を超える場合の延長料金 （長時間訪問看護加算対象者は除く）	3,300円（内消費税300円）/30分
訪問看護基本療養費の算定回数を超える場合の訪問料金 （厚生労働大臣が定める疾病等の対象者は除く）	4,950円（内消費税450円）/30分

(6) その他の費用について

- ① 交通費・・・事務所から1 Km 以上の場合、公共交通機関での往復料金を受領します。

1 Km未満の場合は無料です。

- ② 処置料（死亡後）・・・ご遺族より処置を依頼された場合の実費相当額

22,000 円（内消費税 2,000 円）（休日・年末年始料金等の追加料金は、徴収いたしません）

※ 同一日、同一建物に居住する利用者に2人以上訪問する場合、交通費が割引になることがあります

※ 各種医療扶助の対象者や重度障害者の医療証をお持ちの方は、上記の自己負担が減額または免除になる場合があります。訪問の際に看護師にご提示ください。

(7) サービスの中止（キャンセル）

ご利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに下記の連絡先にご連絡ください。

・連絡先 ゆき訪問看護ステーション 電話番号 045-392-7338

・連絡時間 午前8:30～午後5:30

4 事業所の運営方針等

(1) 訪問看護の運営方針

- ① 事業所は、訪問看護の実施に当たっては、主治医の指示のもと、ご利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに、ご利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 看護職員は、常に利用者の心身の状態を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- ③ 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、ほかの居宅サービス業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行うも者等との連携に努めます。
- ④ 職員の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

(2) 訪問看護の提供に当たっての留意事項

- ① 看護職員は、常に身分証明証を提示し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。
- ② 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、ご利用者の心身の状態や意向に十分な配慮を行います。
- ③ 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容および利用料等を、サービス提供の終了時にご利用者の確認を受けることとします。またご利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ④ サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - 1) 看護職員は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しません。
 - 2) 看護職員は、後期高齢者保健法上、利用者の心身の機能の維持回復上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居ご家族に対するサービスは禁止されています。
 - 3) 看護職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

5 秘密の保持と個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業所およびその職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。とりわけプライバシー情報に関しましては、職員の研修にともな漏洩のないよう十分な注意を払います。
- (2) 事業所が得たご利用者の個人情報については、事業所での訪問看護サービスの提供以外の目的には

利用しないものとし、外部への情報提供については、別紙「個人情報使用同意書」にて、事前にご利用者の承認をいただいております。あらかじめお示しした用途以外には利用いたしません。

- (3) 事業所は、ご利用者の求めに従って、ご利用者自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。但し、ご本人あるいは身元引受人でない方（他の家族等）からのご請求につきましては、書面にてご利用者本人の了解を得てからになります。

6 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

7 緊急時および事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに、ご利用者が予め指定された連絡先へ連絡します。
- (2) ご利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族あてに連絡すると共に、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止など適切かつ誠実な対応を行います。
- (3) 事故が生じたときには、直ちに事故に至った経緯および態様を調査し、事実を正確に把握し、速やかに市区町村や関係機関へ事故発生 の報告をします。
- (4) 事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応いたします。

8 非常災害時の対応

ご利用者の居住区域において、サービスの提供ができない何らかの災害（大きな地震・車の走行が困難な程度の風水害や大雪）が発生した場合に、連絡手段が確保されていない状況において、予定されている訪問を急遽、取り止める場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で速やかに連絡を入れさせていただきます。

9 相談窓口および苦情対応

- (1) 事業所のご利用者の相談・苦情担当

事業所が提供している訪問看護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

事業所 ゆき訪問看護ステーション	T E L 045-392-7338
管理者 玉村 幸恵	F A X 045-392-7823

（苦情・相談対応時間は午前 8：30～午後 5：30 です）

10 事業者の概要

法人名	株式会社 幸
代表者名	玉村 幸恵
法人所在地	横浜市栄区野七里 2 丁目 1 - 1
電話・FAX	TEL 045-895-0092 FAX 045-895-0092

当事業所では訪問看護の質の向上を目的とし、研究や学会発表に取り組んでおります。

研究に際し、ご協力をお願い申し上げます。尚、情報は個人を識別あるいは、特定できない状態にしたうえで使わせて頂きます。

[説明確認・同意・交付]

訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、上記のとおり説明し、交付いたします。

令和 年 月 日

(事業所) 〒247-0024

横浜市栄区野七里2丁目14-3

ゆき訪問看護ステーション

説明者 玉村 幸恵

私は、契約書および本説明書により、事業所から訪問看護・介護予防訪問看護について、重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 住所

氏名 _____

電話 _____

携帯電話

家族等代理人（続柄）

住所

氏名

電話

立会人

住所

氏名

電話

注 立会人は、ご利用者とともに契約内容を確認し、緊急時などにご利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。

立会人は、契約上の法的義務を負うものではありません。